

福祉タイムズ

2015

7

No. 764

編集・発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

特集

地域における 「個と地域の一体的支援」 の実践

共に学び育ちあう

更生保護ボランティアの一つで、BBS会会員の小川めぐみさん。非行等さまざまな背景のある少年の相談・話し相手等の活動を始めて5年。

経験したことがない分野に初めは戸惑ったが、保護司の方など周囲に支えられ「子どもの成長と共に自分自身が一番成長できた」と優しい笑顔で語る。

【詳しくは12ページへ】

〈撮影・菊地信夫〉



地域における 「個と地域の一体的支援」の実践

誰もが権利擁護の担い手として～本人を中心に、専門職と地域住民がつながる「ネットワーク」形成に向けて～

生活困窮や社会的孤立といった課題が顕在化し、“生活のしづらさ”が深刻さを増す中、福祉ニーズを抱えた一人ひとりを支える「個の支援」と、地域住民の主体的な福祉活動を支える地域をつくる「個と地域の一体的支援」の実践が求められています。

本会権利擁護推進部では、生命や財産を守るだけでなく、より本人らしく生活できるように支えていく「積極的権利擁護」の考え方を理念に、地域での権利擁護ネットワークづくりに向けて、相談支援機関等が実施するケースカンファレンスに弁護士等の専門職派遣を行って来しました。

また平成25・26年度には共同募金配分金事業として、『「個別支援と地域支援を一体的に進めるための事例検討会」研修会』を開催し、ケースカンファレンスのポイントを盛り込んだハンドブックを発行しました。

今回は、現在、地域で実践されている「個と地域の一体的支援」の展開について取り上げます。

事例 高齢の母親と障害が疑われる娘の世帯

60歳代後半のAさんは、娘のBさんと二人暮らしです。Aさんは、腰痛を抱え、また最近では物忘れなど初期の認知症の症状があります。

今年に入り、Aさんは腰痛の悪化から外出ができなくなり、Bさんが金銭管理をするようになりました。すると瞬く間に貯蓄がなくなり、介護サービス利用料も支払われなくなりました。Aさんもそのことは知っており「Bも一生懸命やっています。来月には払いますから」と繰り返ししますが、一向に支払いがされず、ヘルパーの利用も断るようになってしま

った。そこでケマネジャーがBさんと話し合いましたが、つじつまの合わない話をするなど、あまり理解ができていない様子でした。ケマネジャーはBさんには何らかの障害があるのではないかと感じました。

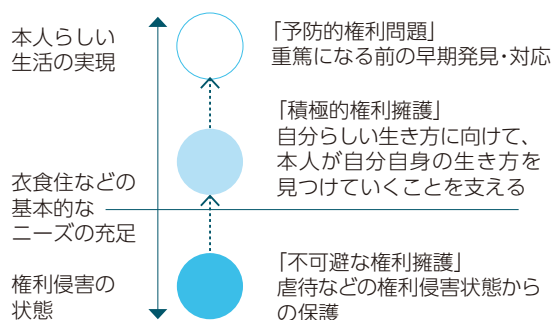
その後も滞納が続き、BさんがAさんを介護する様子も見られないため、BさんにAさんの金銭管理を第三者に委ねることを提案しましたが、「自分でできる」と怒り出し、話ができません。AさんとBさんの関係は悪くなく、AさんもBさん以外に金銭管理を任せることに抵抗があり、「Bに任せたい」と話するため、それ

上の具体的な関わりはできませんした。

権利擁護と専門職のネットワーク〈個の支援〉

Aさんはヘルパーが利用できないことで生活の質が低下してきています。このことから本ケースでは、まずはマイナスの状態から救い出すこと、すなわち「不可避な権利擁護」が必要になります。しかし、それだけが支援のゴールではありません。生命や財産を守るだけでなく、その先にあるAさんらしい生活を支えること、いわばAさんが自分の生き方を自ら見つけていくことができるよう、その過程を支える「積極的権利擁護」の視点も必要です。どこを「ゴ

権利擁護の多面的理解



ルにするかによって支援の中身は変わってくるからです。

一方、Aさんの支援だけでなく、Bさんへのアプローチも必要です。Bさんの金銭管理は、養護者による経済的な虐待に相当することも考えられますが、Bさんは意図的に支払いをしないのでしょうか。今までのBさんの様子から一人では金銭管理が上手くいかず、支払いたくても支払えない状態にあるのかもしれない。Bさんの行為が意図的なのか、それともBさんの判断能力の範囲を超えてしまっているのか、そのとらえ方によってアプローチ方法は変わります。

そのためケアマネジャーは、地域包括支援センターや社協の権利擁護事業部門にも声をかけ「なぜBさんは支払わないのか」「なぜAさんはBさんに任せたいのか」を考え、AさんとBさんの「声にならない声」に寄り添うところから始めました。本人と家族の両面からのアプローチは、関わる複数の機関や専門職がネットワークを組み、話し合うことによつて、本人たちの思いをより深く探り、それぞれの専門性を活かした多面的なアプローチの視点が生まれます。現実問題として、制度やサービスの縦割りにより、各々の役割や専門性を相互に十分に理解できていないことから、高齢・障害分野を超えた

スムーズな連携が組めないという課題があります。

権利擁護に関わる事例の多くは「事後対応」となりがちですが、事後の対応では個々の対応に追われ、さらに事態が深刻化してからの介入になります。起きた課題にどう対応するかは重要ですが、それだけでなく事後対応から脱却するには、生活課題が重篤になる前に対応する「予防的権利擁護」（事前対応）の実践が求められます。

こうした課題を踏まえ、分野を超えた支援機関の連携を深めるため、「専門職間のつながりづくり」の取り組みを進めている地域があります。

海老名市社協の権利擁護ネットワークの取り組み

海老名市社会福祉協議会（以下、市社協）の権利擁護事業部門である海老名あんしんセンターでは、日常生活自立支援事業等の利用に関する相談は支援機関から多く寄せられるものの、それ以外の権利擁護に関する相談は多くありませんでした。

市社協でその原因について考えていく中、相談が少ないのは、地域の支援機関と権利擁護の視点を共有していないからではないかという疑問が生じました。そして支援機関が、いわゆる権利侵害からの保護だけを権利擁護活動ととらえている状態か

ら、「自分らしく生きることを支える」ことも権利擁護であることが共通理解となること、専門職や地域住民が、各々の役割を確認し合う場が必要だとの認識に至りました。

そこで、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、ケアマネジャー連絡会、市内で活動する専門職後見人、行政に参加を呼びかけ、市内の支援機関・専門職と地域住民福祉活動とが権利擁護の視点でつながり、協働していくことを目的に、平成23年度に「権利擁護えびなネット

トワーク」（以下、えびなネット）を立ち上げました。

えびなネットは、専門職と地域住民福祉活動それぞれのネットワークがつながることを目指していますが、一足飛びに地域住民にアプローチすることは難しいと考え、翌年度に、まずは本人により近いところで活動するケアマネジャーや障害福祉の相談支援専門員等に対象を絞り、権利擁護の共通理解を図る、「権利擁護つなぎ人講座」（以下、つなぎ人講座）を開始しました。

つなぎ人講座では、複合課題世帯や虐待など、日頃、支援者が困難と感じる事例を中心に「本人主体・自己決定支援」という視点を基本におき、本会が実施する弁護士等の専門職派遣事業も活用しながら事例検討をしています。

このつなぎ人講座は、初年度は市社協が企画しましたが、25年度は市内の地域包括支援センターの主任ケアマネジャー分科会と、26年度からは社会福祉士分科会との協働企画・実施へと広がりを見せており、地域の支援者同士で課題を共有し、作り上げるという形に発展しています。

このように、えびなネットを基盤に海老名市全体の権利擁護の推進に向けて、相談支援現場からの課題提起、発信の場が生まれています。

【関連記事4面】



つなぎ人講座の様子。分野や職種の違う参加者が、一つの事例をめぐる、さまざまな視点からの意見交換を行いました



PICK UP!

“仕掛け人”に聞いた「権利擁護つなぎ人講座」

つなぎ人講座のきっかけや今後の展開について、海老名市社協地域福祉課長の白倉博子さんと、海老名南地域包括支援センターの主任ケアマネジャーの半澤真由美さんにお話を聞きました。



白倉博子さん



半澤真由美さん

▶つなぎ人講座のはじまりを聞かせてください。

(白倉さん) えびなネットで権利擁護や成年後見に携わっている一部の支援機関だけでは、必要なニーズを救い出せないという思いから、本人の近いところで支援しているケアマネジャーやヘルパー、デイサービススタッフにも権利擁護の基本的な考え方を伝え、権利擁護の道案内人を増やすこと、そして顔の見える関係づくりを目的に始めました。講座を始めるにあたって、まずはサービスにつなげる役目のケアマネジャーや、障害福祉の相談支援員に対象を定めることにしました。そこで、ケアマネ相談室の事務局である海老名南地域包括支援センターの半澤さんに相談をしました。

▶市社協からつなぎ人講座の話を聞いてどうでしたか？

(半澤さん) 地域包括支援センターでは、地域のケアマネジャーからの相談を待っているだけでなく、相談しやすい関係づくりとして定期的に地域のケアマネジャーを対象に、ケアマネ相談室という研修会を開催していました。研修会のテーマを考える中、当時、認知症の方の支援の中で金銭管理や介護サービス契約などの課題で悩んでいたことから、地域のケアマネジャーが成年後見制度を理解することで「本人を支える援助」をより実践できるのではないかと考えていたところでした。

▶つなぎ人講座を開催してみようでしたか？

(白倉さん) 参加者からは「他分野からいろいろな意見を聞くことができた」という声を多くもらいました。一人で考えていると自分の価値観や体験しか出すことができませんが、みんなで考えることによって様々な方法を聞くことができます。専門職として本人が抱える課題に対して「どうするか」だけでなく「どうして起きてしまったのか」を考え、本質を掘り下げないといけません。それには、そのことを一緒に探り合える仲間が必要だと改めて感じました。

(半澤さん) 他事業所の他職種の方に相談するというのは、あまり機会としてはありませんでした。他職種や行政など違う立場の人の意見をもらえるのは、新たな視点を得られ、本人の生活を理解する上でとても大きなことでした。制度を学ぶだけでなく“人となりを支えること”の大切さについて考えさせられました。

▶今後の展開について教えてください。

(白倉さん) 今年から、講座の対象をヘルパーやデイサービスのスタッフにも広げることを検討しています。ヘルパー等は、より本人の生活に密着した支援を行っており、本人のちょっとした生活の変化にも気づく立場の方々です。本人の「声にならない」ニーズに耳を傾ける相談実践と、そこから浮き彫りになった課題を地域で解決していく仕組みづくりとをつなげて展開していきたいと考えています。

個から地域へー地域住民とのネットワーク（地域づくりの支援）

予防的な権利擁護の実践を進めていくためには、本人の暮らしの中で生じる「不安や「負担」の段階から、地域の中で適切にサポートする仕組みを構築することが大事になります。このためには地域住民の力も重要になります。地域住民が、少し気

なる様子の人に気づいた時に、地域住民と行政、専門職が一緒になって経過を見守り、地域の中で支えていくこと、それぞれの立場で気づき、発信し、つながり合える仕組みづくりは誰もが安心して暮らせる地域づくりにつながります。

地域では、こうした仕組みづくりに向けて、専門職と地域住民とが一緒にになって個別ケースについて考え

る場をつくり、個のニーズへの働きかけと同時に、個を支えるための地域づくりへの働きかけを一体的に進める実践が行われています。

【関連記事5面】

「個と地域の一体的支援」に向けて

権利擁護という言葉が広く使われるようになって約20年が経過した現

在、本人に関わる全ての専門職も、地域住民も、ともに各自の立場で、自分たちができる権利擁護を実践する担い手として期待されています。本会では、個のニーズから見えてきた地域の課題を、地域にフィードバックし、地域づくりの動きにつなげていく「個と地域の一体的支援」の実践を支援していきます。

（権利擁護推進担当）

実践事例

個と地域の一体的支援に向けた 大和市社協の実践

大和市福田北地域包括支援センター
社会福祉士 中山 毅（大和市社協主査）



本会では市内に9つある地域包括支援センターのうちの1カ所を受託運営しています。その中で地域のさまざまな方から相談をいただきますが、日頃意識していることは、一つの個別ケースの相談を地域づくりにも活かすという視点です。

先日は、一人暮らしの認知症の方が、隣近所や商店などでスムーズなやり取りが難しくなっている場面をたびたび見かけるようになったという相談を地域の方々からいただき、「地域ケア会議」を開催しました。その場には、自治会長や民生委員をはじめとする隣近所の方々、商店の方、介護サービス事業所の専門職が一堂に会し、それぞれが持つ情報や心配ごとの共有をし、この方を地域でどう支えるかを検討しました。お互いが持つ情報を共有することで生活全体が見えてきて、この方を支える地域のチームの力が高まる結果となりました。



専門職と地域住民が集まり、一つの個別ケースについて考えます

さらに隣近所の方々にとっては、認知症についての理解を深めることになったとともに、制度改革によって複雑化した介護保険サービスの多様性を知ることにもなり、ご自身やご家族の今後のためにもなったとの感想もいただきました。

一方、担当圏域には障がいのある方を対象としたグループホームが数カ所あり、障がい福祉領域の専門職から利用者の高齢化に伴う相談を受けることが年々多くなってきていました。調べてみるとこの先もその数はさらに増加することが分かったため、制度の性格上、高齢、障がいと、担当する対象領域別になってしまっている専門職を横につなぎつつ、お互いのスキルアップを図れる取り組みを4年ほど前から展開してきました。その中でお互いの制度を学び合ったり、対象者の理解を深めたり、個別ケースの検討などを重ねてきました。



市障害者自立支援協議会研修会には高齢分野の専門職も参加しました

このように高齢者を主たる対象にする地域包括支援センターの試みが、障がい福祉領域の中でも市内に共通する一つの課題として取り上げられる結果となって、26年度中には、本市障害者自立支援協議会の中

に、障がいのある人やそのご家族の高齢化に伴う課題を検討する「自立生活支援部会」が新たに設けられ、地域包括支援センターの立場として私も加わっています。

このように一つの個別ケースに向き合うときに、地域でその方をどう支えるかということだけではなく、一つの相談が地域にもたらしていることを同時に考えて一体的な支援を目指すことで、地域の支えの力が強化され、誰もが暮らしやすい地域づくりにつながるのだろうと感じています。

個と地域の一体的支援のためのケースカンファレンス ハンドブック頒布のご案内

監修：岩間伸之氏（大阪市立大学大学院 教授）

発行：神奈川県社会福祉協議会

定価：600円（税込）※郵送を希望される方は、別途送料の負担をお願いします。

専門職と地域住民の協働による新たな支え合いの仕組みづくりに向けて、地域でひらくケースカンファレンスのポイント等を盛り込んだハンドブックです。

ご希望の方は、本会権利擁護推進部（☎045-312-4819）までお問い合わせください。



買物弱者数約700万人～経産省調査報告書より～

近年、高齢化や商店街の衰退、公共交通機関の廃止等により、日常の買物が困難になっている人々、いわゆる「買物弱者」に加えて、人間関係の希薄化が進んだ地域となる「フードデザート（食の砂漠）」（※1）が、社会的な課題となっています。

こうした中、経済産業省は、「買物弱者・フードデザート問題等の現状及び今後の対策のあり方に関する調査報告書」（以下、本報告書）を本年4月に発表し、日本全国の買物弱者数は700万人程度になるといふ推計を示しました。

買物弱者の実態

本報告書では、内閣府調査「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」における地域の不便な点を質問した回答項目「日常の買い物に不便」と答えた人の割合に対して、60歳以上の高齢者を掛け合わせた数値で推計を出していますが、買物を困難にする距離として、生鮮食料品店まで500m以上とされる地域には買物困難者がいる可能性が高いとしています。

さらに、近親者のいない単身高齢者も多いと考えられ、将来的に買物弱者となる可能性が高いとし、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、現在の数値より16%増加を予測しています。

買物は、高齢者の外出目的に占める割合が高く、困難になることにより、外出頻度の低下によるひきこもりの増加、生きがいの喪失、低栄養に伴う医療費・介護費の増加、転倒リスクの増大など派生する生活課題にも注目する必要があります。

解決に向けた取り組みのポイント

こうした課題の解決に向けて、各地では、飲食業やコンビニ、まちづくり協議会、社会福祉法人、NPO法人等が、食品を入手できるようにする取り組みから、買物をするための公共交通機関に対する働きかけの事例が見られます。本報告書では、22先進事例について、①家まで商品を届ける（宅配・買物代行・配食）、②近くにお店を作る（移動販売・買物をする場の開設）、③家から出かけやすく

する（移動手段の提供）、④コミュニティを形成する（会食会の実施）、⑤物流を改善・効率化する、の5点に整理しています。

こうした整理の上で、事業の立上げ（※2）、継続実施、事業者・行政・住民等の役割分担について、事業を実施する上で必要となる工夫点をまとめ、採算が取れないために実施不可能と捉えるのではなく、地域を巻き込んだ取り組みによって解決が可能であるという視点が必要であるとしています。

まず取り組みの一步として、買物弱者対策の課題の的確な把握に

向け、地域の現状を知る自治会等の住民組織や民生委員児童委員、社会福祉協議会等を含めた主体や、解決策の実施能力・意欲がある地元事業者が参加した、話し合いの場を設けることが有効であると、先進事例を通じた提案がされています。

地域における社会的孤立を背景とした福祉課題の深刻・複雑化が進む中、買物弱者対策も地域福祉課題と捉えた、さまざまな主体の参加による対策が求められています。

（企画調整・情報提供担当）

（※1）買物弱者・フードデザートの定義

◆買物弱者

住んでいる地域で日常の買物をしたり、生活に必要なサービスを受けたりするのに困難を感じる人たち

◆フードデザート

社会的排除の一部。社会的弱者が集住し、食料品アクセスとソーシャル・キャピタル（信頼、規範、ネットワーク等社会組織の特徴）のいずれか、あるいは双方が低下したエリア

（※2）買物弱者支援の事業立上げのステップ

①ニーズを把握する

買物弱者マップを作成／アンケートを実施／地域の有力者や民生委員児童委員にヒアリング

②地域資源や自社資源の棚卸しをする

公的設備やコミュニティなど地域資源の把握／自社でできることの把握／他の主体と連携できないか考える

③事業計画を立てる

ニーズをもとに採算が取れるか計算／行政や住民との連携／行政や利用者と一緒に話し合いの場を持つ

④地域を巻き込む

地域住民・行政・事業者で協力し合い事業を継続する／常に利用者のニーズを把握する

（※1）（※2）「買物弱者・フードデザート問題等の現状及び今後の対策のあり方に関する調査報告書」を基に本会作成。

本報告書は、経産省ホームページよりダウンロード可。

URL <http://www.meti.go.jp/press/2015/04/20150415005/20150415005.html>

福祉のうごき

2015年5月28日～6月26日

●横須賀市 ひきこもり支援に「社会的居場所づくり貢献事業所」の登録証交付

横須賀市では6月3日、一般就労が困難で生活に困窮するひきこもりの人に対して、就労体験の場を提供する事業所に「社会的居場所づくり貢献事業所」として登録証の交付を行った（介護事業所、農園など4事業所）。生活困窮者自立支援法施行を踏まえ、就労体験先を確保し、社会復帰につなげるねらい。事業所は市からの委託料などは出ず、無償で協力を。

●改正道交法 免許制度で、認知症の疑いで診断書提出を義務付け

6月11日の衆院本会議で、75歳以上の高齢者に対する運転免許制度を見直し、認知機能検査の強化を柱とする改正道路交通法が成立した。公布から2年以内に施行する。検査で認知症の疑いがあることが判った場合、医師の診断書の提出を義務付け。発症した場合、免許の停止が取消となる。

●厚労省 保育や介護などを一体運営する「共生型施設」の新指針作成予定

厚労省は今夏中に、子育て支援や介護、障害者支援など複数サービスを一体的に運営するための総合戦略をまとめる。保育や介護などを一体運営する「共生型施設」の設置要件などを定めた指針を新たに策定。保育や介護分野の人手不足の解消、維持管理費の抑制につなげるねらい。

現在でも都道府県に認可されれば、施設を作れるが、明確な指針がなかったため設置が進まない理由となっていた。

●県 災害派遣福祉チームの創設検討

県は6月23日、大規模災害発生時に被災現場へ向かい、高齢者や障害者ら要援護者を支援する「災害派遣福祉チーム」の創設を検討していることを明らかにした。被災現場の自治体から支援要請を受け、介護福祉士や社会福祉士らの派遣を想定。対応が後手になりがちな介護・福祉サービスを支援することがねらい。

Movement of welfare

統合失調症やうつ病などの理解促進を目的に活動する「シルバーリボン運動」の日本事務局が、今年4月、横浜市泉区の「就労継続支援B型事業所ゆめが丘DC」内に置かれ、新たな一歩を踏み出しました。精神疾患に対する正しい知識を普及すること、周囲の誤解や偏見、無理解などを解消し、精神疾患を抱える当事者が回復しやすい社会（環境）をつくること。そのような目的の啓発活動のシンボルとなっているのがシルバーリボンです。シルバーリボン運動は、1993年に産声を上げました。長男が



SILVER RIBBON

◆(N)シルバーリボンジャパン

〒245-0017 横浜市泉区下飯田町1551-44

就労継続支援B型事務所ゆめが丘DC内

☎045-438-9315 FAX 045-438-9316

URL <http://www.silverribbon.jp/>

知っていますか？

シルバーリボン

統合失調症を患い、その疾患と周囲の偏見とに苦しんだアメリカ人女性が、統合失調症に対する理解を求めて、手作りの銀のリボンを配ったことが始まりです。

日本国内の精神障がい者は、厚労省の調査で320万人を超えており、統合失調症やうつ病などの精神疾患は、まだまだ社会的な関心が低く、疾患に対する誤解や偏見が回復に向かうことへの障壁となったり、当事者や家族を地域に埋もれさせる一因にもなっています。精神疾患に対する関心が高まり、理解と支援の輪が広がっていくことが、当事者や家族が抱える困難を和らげることにつながります。そのような社会の実現は、誰にとっても生きやすい社会の実現を意味するのではないのでしょうか。（シルバーリボンジャパン）

高齢者や身体の不自由な方の為の【緊急通報サービス】を当社では格安で提供しております。関心のある方や希望される方はお気軽にお問い合わせ下さい。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 岡本 誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人

神奈川県福祉研究会

福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)

同 辻村 祥造(☎045-311-5162)

同 西迫 一郎(☎046-221-1328)

同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)

代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



きかんし印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12

営業部 TEL045(785)1700(代) FAX045(784)8902

制作部 TEL045(785)1788 FAX045(780)1588

<http://www.kki.co.jp/>

私のおすすめ

障害者差別解消法の 解説本を紹介！！

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（略称「障害者差別解消法」）が施行されます。障害のある私たちやその家族、福祉関係者にとって重要なこの法律。まずは私たちが法の趣旨を理解することが大切ではないでしょうか。

そこで、本号では障害者差別解消法を解説した書籍や冊子を紹介します。

◆ 知っておきたいポイント「社会的障壁」を解消するための「合理的配慮」

障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体及び、民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止し、「合理的配慮」の提供を求める法律です。施行にあたり、ぜひ知っておきたいポイントがあります。社会的障壁を解消するための「合理的配慮」です。障害者差別解消法では、施設・設備、制度、慣習、観念（偏見）等によって障害のある方々が日常生活や社会生活を送る上で、障壁となるものを「社会的障壁」と呼んでいます。

◆ 「合理的配慮」の事例を共有

では、合理的配慮とは具体的にどのようなことなのでしょう。書籍「概説 障害者差別解消法」の中で、車いす使用の障害者が言葉をよせています。その中で、地域の中学校に進む時に「設備を求めない、先生や友人の手は借りない」ことを条件にされ、地域の学校に進学することを断念せざるを得なかった経験が掲載されています。この当時、中学校に階段以外にも移動する方法が確保されていたり、授業の内容をノートに書くことが難しくても、学校側がノートテーカーを手配する等の配慮があれば、通学は可能だったのかもしれません。障害者差別解消法に言う「合理的配慮」とは、皆と同じように学校に通い、授業を受ける事が出来るための配慮が



障害者差別解消法解説編集委員会編著／法律文化社

今月は

⇒ (N)神奈川県障害者自立生活支援センター

がお伝えます！

通称KILC(キルク)。1997年4月設立。障害者の自立生活を目指してピアカウンセリング(障害者による相談事業)や各種情報提供、障害者施策の研究・提言など障害当事者の目線で共生社会の実現を目指した活動を展開。現在、厚木・平塚等4カ所の事業所で活動中。

〈連絡先〉〔法人本部〕厚木市愛甲1-7-6

☎046-247-7503 FAX046-247-7508

URL <http://www.kilc.org/>

E-mail info@kilc.org

行われることです。

ほかにも、全国自立生活センター協議会(JIL)では、障害がある人が日常生活で感じる障壁をイラスト付でまとめた「障害者差別事例集」を発行しています。どんな時に合理的配慮が必要なのかを知る助けになるのではないのでしょうか。



発行：全国自立生活センター協議会

☎0426-60-7747 FAX0426-60-7746

URL <http://www.j-il.jp/>

◆ 努力の積み重ねがこの法律を意味のあるものに

今回おすすめをしている書籍「概説 障害者差別解消法」では、障害者差別解消法の条文が分かりやすく解説されています。

第1条には「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と書かれていますが、この法律の目的を社会に定着させられるかどうか、それは今後の私たちの努力の積み重ねに委ねられているのではないのでしょうか。

福祉最前線

—現場レポート—

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

横浜地方検察庁 社会復帰支援室のご紹介

検察庁は、検察官が勤務する国の機関であり、検察官は、犯罪について警察などの捜査機関と協力して捜査を遂行し、裁判所に起訴するかどうかを決め、起訴した事件について裁判で立証活動を行って適切な判決を求める仕事をしています。

しかし、数多い刑事事件のうち、被疑者が起訴され、裁判の結果刑務所等矯正施設に収容されるのは、一部に過ぎません。

逮捕されるなどして身柄が拘束された被疑者であっても、証拠が十分であるにもかかわらず、事案が軽微であったり、酌むべき事情があったり、被疑者の犯罪傾向が進んでいない等の理由から、不起訴処分（起訴猶予処分）となる者が多数おり、また、身柄拘束の上起訴されても裁判の結果、罰金刑や執行猶予付きの懲役等の判決を受けて釈放される者も多数います。

そのような場合、対象者が社会内で更生し再犯に及ぶことがないようにすることが最大の課題ですが、そのために他からの支援が強く望まれる者も多数存在します。

刑務所等矯正施設を出所した者の社会復帰支援のことを「出口支援」と呼んで、これまで福祉関係の皆様からも

横浜地方検察庁

各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路の50カ所に地方検察庁が置かれており、神奈川県内を管轄するのが横浜地方検察庁。横浜市中区に本庁があり、川崎支部、相模原支部、小田原支部、横須賀支部があります。

＜連絡先＞〒231-0021横浜市中区日本大通9 横浜法務合同庁舎
☎045-211-7600（代）



支援をいただいていたところですが、上記のような、矯正施設に収容されない対象者への社会復帰支援を「入口支援」と呼んでおり、検察庁は「入口支援」に関わる立場にあります。

全国の検察庁において「入口支援」の取組を強化しているところですが、横浜地方検察庁においても、平成27年4月に本庁内に「社会復帰支援室」を立ち上げました。

保護観察所とも連携して「入口支援」強化に取り組んでいますが、対象者の中には、ホームレスなど生活基盤がない困窮者や高齢者、障害者等、再犯に及ばず社会復帰するために、福祉的な支援が極めて重要となる者も多数存在します。

検察官や検察庁職員には福祉についての専門的知識が十分になく、検察庁自体が福祉的支援を提供することもできませんので、福祉関係機関・団体等の皆様からのアドバイス、ご協力が、そのような対象者の社会復帰には不可欠です。

検察庁においても、より有効な「入口支援」のあり方について模索しているところではありますが、福祉関係の皆様のご理解とご協力を、是非よろしくお願いいたします。

平成27年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために！

プラン① 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)
	利用者傷害事故見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円
基本補償(A型)保険料	基本補償(A型)保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



有利な補償と
割安な保険料
です。

スケールメリットを活かし、

◆ 27年度新設 施設の借用不動産賠償事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人
全国社会福祉協議会
(引受幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
TEL:03(3593)6824

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

(SJK14-16361 2015.2.10 作成)

福祉・介護の人材確保の取り組みを地域展開で

高齢者層が人口構造のピークを迎える2025年に向けて、福祉・介護人材の確保が喫緊の課題となっています。

かながわ福祉人材センター（以下、人材センター）では、窓口での求職・求人相談という基本機能に加え、福祉・介護の仕事についての正しい理解の普及と担い手の裾野の拡大をめざし、高校・大学生等の若年層から、他業種からの転職者、保育士や看護師等の潜在有資格者などに、福祉・介護の仕事のやりがいを知ってもらう取り組みを進めています。

昨年度はこうした取り組みの一環として、地元社協の協力を得て、平塚、相模大野、橋本で人材センターの個別相談を中心とした出張相談会を行いました。その結果、相談枠は毎回ほぼいっぱいとなり、同時開催のセミナーも予定人数を上回る参加を得ることができました。

この出張相談会の実施により、あらためて見えてきたことがあります。一つは、生活に身近な場所に人材センターが出向くことで、センターの役割を具体的に知らせることができたこと。二つ目は、それにより、出張相談に来た人が横浜のセンター窓

口にも来所し、懇談会や合同就職相談会など次の場（ステップ）につながったこと。三つ目は、相談に来た人に当該地域の求人より多く紹介しようとして、相談会前には各地域の施設・事業所を訪問させていただき、求人開拓につながったこと、です。

こうした手ごたえをふまえ、本年度は県央、県西、県北等のブロックに分け、それぞれに出張相談会と各施設・事業所と直接話ができる合同就職相談会を実施します（既に相模大野、平塚で実施済。秋以降、県央地域、県北地域を予定）。また、各地域の施設・事業所等が協働で開催する就職相談会等とも、連携して取り組んでいきたいと考えています。

人材センター内に設置されているかながわ保育士・保育所支援センターでも、6月30日の「保育のしごと出張相談会in汐入（横須賀）」を皮切りに、県内約10力所出張相談会と合同就職相談会を実施します。

より良い就労支援のために、ハローワーク等就労支援機関との連携はもちろん、各施設・事業所や社協等との一層の連携強化が必要となっています。今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

（かながわ福祉人材センター）



福祉作文、ともしびポスター・絵本 作品募集中！



名称	第39回神奈川県福祉作文コンクール	第36回ともしびポスター・第29回ともしび絵本コンテスト
応募資格	県内の小学校、中学校、特別支援学校生（小学部・中学部）、フリースクール等の通学生	県内在住・在学の小学生、中学生、高校生、特別支援学校生、フリースクール等の通学生
内容	(1)内容 福祉について日常を通して感じたこと、考えていること、体験したこと、こうしていきたいと思っていることなど 〈例〉☆障がいのある方々との交流やお年寄りとのふれあい ☆地域、学校・家庭での体験 ☆福祉施設入所の方々との交流 ☆しあわせな社会をつくるため、こうしていきたいと考えていること ☆赤い羽根共同募金の活動に参加して感じたことなど (2)題 名=自由 (3)字 数=小学生 B4判400字詰め原稿用紙を使用し、1,000字以内 中学生 A4判400字詰め原稿用紙を使用し、1,800字以内 ※最初の3行に題名・学校（団体）名・学年・氏名（ふりがな）記入（この部分も字数に含めます）	テーマ「暮らしのなかの福祉」 (1)ポスターの部 ※テーマにふさわしい言葉・文字を入れてください。 ①用 紙=画用紙B3判(51.5cm×36.4cm) もしくは4つ切判(54cm×38cm)に準じる ②画 材=カラーペン、絵の具、クレヨン、ポスターカラー、色画用紙等 (2)絵本の部 ①用 紙=画用紙B4判(26cm×36cm) 2枚を半分にし、B5判(18cm×26cm) 4枚にしたもの ②頁 数=表・裏表紙を含む8頁 ③綴じ方=ひも・ホチキス等を使用、縦・横使いは自由 ④画 材=ポスターの部に同じ ⑤ 文 =絵の上でも空いているところでも可、文の形式は文章・詩・吹き出しのいずれでも可 ※作品の裏には必ず所定の応募票を貼ってください（合作の場合は、合作者の応募票も貼ること）。 ※学校で応募される場合は、必ず指定の応募者名簿に必要な事項を記入した上で、ご応募ください。
締切日	平成27年9月10日（木）	
応募先	学校ごとに、県共同募金会の各市区町村支会内「福祉作文コンクール事務局」へ送付してください。	(1) または (2) まで、学校等で取りまとめの上、送付または持参してください。 (1) 本会地域福祉推進部 地域福祉推進担当 ☎045-312-4813 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内 (2) お近くの市町村社会福祉協議会（持参のみ受付） ※横浜市及び市内各区、川崎市内各区の社会福祉協議会では受付しておりませんので、(1)に送付または持参してください。
問合先	(福) 神奈川県共同募金会 ☎045-312-6339 本会地域福祉推進部 地域福祉推進担当 ☎045-312-4813	本会地域福祉推進部 地域福祉推進担当 ☎045-312-4813

※詳しい募集案内や、昨年度の入選・入賞作品はホームページに掲載しています（<http://www.knsyk.jp/tomosibi/index.html>）

第764号 福祉タイムズ 2015.7.15

非行等さまざまな背景のある少年と 同じ立場で寄り添う

神奈川県BBS連盟



- ① 子どもの健全育成活動の一環で小学生を呼んだキャンプ。夜にはキャンプファイヤーを楽しんだ
- ② 横浜刑務所のお祭りに出展し、若い力を合わせ、つくたてのもちを販売。BBS活動の周知に取り組む
- ③ 全国各地から会員が集まって行う研修会では、地区会の活動や強みを共有している

◆神奈川県BBS連盟

☆新規会員募集中です☆
〒231-0001 横浜市中区新港 1-6-2
横浜保護観察所企画調整課内
☎045-201-1844 FAX045-640-1647

毎年7月は、「社会を明るくする運動」～
犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える
地域のチカラ～ 強調月間

すべて国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力をあわせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、今年で65回目を迎えます。

毎年7月は、犯罪や非行の防止と立ち直りについて考え、それぞれの立場で犯罪や非行のない地域社会を築こうという国民運動である。社会を明るくする運動の強調月間です。

安全・安心な地域づくりのため、保護司や民生委員児童委員をはじめ、多くの人たちが活動に関わっています。そうしたボランティア活動の中に、BBSというものがあります。

BBSとは、Big Brothers and Sisters movementの略称で、課題を抱える子どもたちのいわば兄や姉のような存在として、共に悩み、学び、支援する活動です。

日本のBBS活動は、昭和22年、町にあふれる戦災孤児が非行に陥る中で、青年たちが何かできないかと考え、京都の大学生が組織を立ち上げたことに始まり、今日までの長い歴史を持っています。

現在、全国約500の「地区BBS会」のうち、本県には8地区会（会員約180名）が組織され、非行少年の話し相手や学習支援を行う「こもだち活動」、共にレクリエーションを楽しむ「グループワーク」、また少年院や児童自立支援施設

設等の訪問活動などに取り組んでいます。【写真】

表紙で紹介した小川さんは、「こもだち活動」でのふれあいを通して、大学生の自分と何も変わらない子どもの素顔を見てきました。家族や学校での人間関係の悩みなど、少年たちの気持ちを知るにつれ、「非行に向かう背景には、周りの環境が少なからず影響しており、立ち直りには周囲の支え合いが必要」と気づいたそうです。

「更生保護の敷居は高いかもしれないが、子どもの身近で同じ目線に立てる若い人の存在は大きく、自分も成長できることが活動の魅力」と、同世代の参加を呼びかけます。

（企画調整・情報提供担当）

医療・福祉界の健全発展に資することが私たちの使命です。

医療・福祉業界の皆様が抱える様々な問題の解決に向けて、経営コンサルティング・税務会計・会計監査などの専門サービスを総合的に提供できる体制を整備しております。

- ◆ 福祉経営・医療経営コンサルティング
- ◆ 福祉施設・医療機関への人事コンサルティング
- ◆ 福祉施設・医療機関に特化した税務会計・代行
- ◆ 福祉施設の第三者評価事業 など

福祉施設の皆様が地域のニーズに応え、時代や政策に適切に対応できるようご支援します。お気軽にご相談下さい。



川原経営グループ

(株)川原経営総合センター／税理士法人川原経営



東京都中央区銀座8-11-11TK銀座8丁目ビル
TEL (03) 3572-3051 E-mail : info@kawahara-group.co.jp
URL : http://www.kawahara-group.co.jp/

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています